



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 丸 八 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 里 野 泰 則
(コード：8700、東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 マネジメント本部 参事 IR担当
山 田 寿 男
(TEL. 052-307-0850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 73 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項および第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任軽減・ <u>社外取締役の責任限定</u>) 第 28 条 (条文省略)	(取締役の責任軽減・責任限定) 第 28 条 (現行どおり)
2. 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。	2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役を除く)との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

<p>(監査役の責任軽減・<u>社外監査役の責任限定</u>)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任軽減・<u>責任限定</u>)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上